

船舶事故調査報告書

平成26年2月20日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	同乗者負傷
発生日時	平成24年7月23日（月） 11時20分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市沙美海水浴場 倉敷市所在の沙美漁港防波堤灯台から真方位254° 330m付近 （概位 北緯34° 30.1′ 東経133° 38.2′）
事故調査の経過	平成24年8月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	水上オートバイ ^{ライオット} RIOT、0.2トン 271-37784岡山、個人所有 2.89m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、132.40kW、平成23年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 32歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年4月12日 免許証交付日 平成24年2月14日 （平成29年4月11日まで有効） 同乗者 男性 27歳
死傷者等	重傷 1人（同乗者）
損傷	なし
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者を乗せ、船尾にウェイクボーダーが搭乗したウェイクボードを引き、沙美海水浴場で約5～10分遊走した後、ウェイクボーダーがトーイングロープ（以下「本件ロープ」という。）を離して海水浴場の海岸に向かうことを船長が認め、停船した。</p> <p>船長は、本船が本件ロープを吸い込めば、ウォータージェット推進装置が損傷するので、同乗者が本件ロープを回収したことを確認してから、発進するようにしていた。</p> <p>同乗者は、後部座席に後方を向いて座り、本件ロープを左手に巻き、全て回収したので、発進してもよいとの合図を船長に送った。</p> <p>船長は、同乗者の合図を聞いたので、アクセルを半開にして発進した。</p>

	<p>同乗者は、中腰の時、本船が発進したが、そのまま耐えることもできたものの、落水経験が何回もあり、危機感もなかったため、ちょっとバランスを崩したら、自分から落ちてよいと思っており、落水した。</p> <p>船長は、同乗者が落水したため、すぐにアクセルレバーを離したが、本船が約2m惰力で航行した平成24年7月23日11時20分ごろ、沙美漁港防波堤灯台から真方位254°330m付近において、一端を船尾クリートに係止していた本件ロープが緊張して同乗者の左手を圧迫した。</p> <p>船長は、同乗者を本船に救助して救急車を手配した。</p> <p>同乗者は、病院へ搬送され、左手の2、3、4及び5指切断と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約5m/s、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>
その他の事項	<p>船長は、発進する際、いつも、同乗者に「行くぞ」と声を掛けていたが、本事故当時は声を掛けたかどうか、覚えていなかった。</p> <p>本船は、ウォータージェット推進装置を備える最大搭載人員3人の水上オートバイであった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本件ロープは、材質が合成繊維、長さが約24m、径約6mmであった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、沙美海水浴場で停船中、船長が同乗者からの合図を聞いて本船を発進させた際、同乗者が、一端を船尾クリートに係止していた本件ロープを左手に巻いて落水したことから、緊張した本件ロープで左手を圧迫されて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が沙美海水浴場で停船中、船長が同乗者からの合図を聞いて本船を発進させた際、同乗者が、一端を船尾クリートに係止していた本件ロープを左手に巻いて落水したため、緊張した本件ロープで左手を圧迫されたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長は、本事故後、水上オートバイを発進するときは、後方を確認し、同乗者に注意を行うなどにより、安全確認を確実にすることとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ トーイングロープをコイルした場合は、手で持たず、船尾部に固縛してから、航行を開始すること。 ・ 同乗者を乗せて発進する場合は、徐々に加速すること。